

公立大学法人沖縄県立看護大学 役員退職手当規程

制 定 日：令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立看護大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（非常勤のものを除く。以下「役員」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、役員としての在職期間1年につき、退職の日におけるその者の給料月額を乗じて得た額に、退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 役員としての在職期間の月数の計算については、任命の日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

(退職手当の調整額)

第4条 退職手当の調整額は、役員としての在職期間の初日の属する月から役員としての在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる役員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 理事長 65,000円

(2) 理事 59,550円

2 前項の規定にかかわらず、在職期間が4年以下の者の退職手当の調整額は、前項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、その者の都合により退職した者には、退職手当の調整額に相当する部分は、支給しない。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(役員と沖縄県職員との間における退職手当の特例)

第6条 沖縄県職員（沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号。以下「沖縄県退職手当条例」という。）第2条に規定する職員をいう。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての在職期間には、その者の沖縄県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて沖縄県職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日に沖縄県職員に復帰し沖縄県職員として退職したと仮定した場合の沖縄県退職手当条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における沖縄県職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとする。

（役員と職員との間における退職手当の特例）

第7条 役員が、引き続いて職員（公立大学法人沖縄県立看護大学職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

2 職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日に職員に復帰し、職員として退職したと仮定した場合の、役員としての在職期間（職員として引き続いた在職期間を含む。）を職員退職手当規程第6条から8条に規定する勤続期間とみなし、同規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該役員の退職の日における給料月額については、当該役員が役員となるため職員を退職した日における職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

4 職員を兼務する役員の退職手当は、第2条の規定にかかわらず、職員退職手当規程によるものとする。

（退職手当の支給）

第8条 退職手当は、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額をその者に、死亡による退職のときは、その遺族に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には、退職手当を減額し、又は支給しないことができる。

2 退職手当は、役員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給方法については、職員退職手当規程の適用を受ける職員の例による。

（職員退職手当規程の準用）

第9条 遺族の範囲及び順位、遺族からの排除及び退職手当の返納については、職員退職手当規程第3条及び第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

（端数の処理）

第10条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員退職手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法人の設立の日の前日に沖縄県職員であった者であって、沖縄県を退職したことにより退職手当の支給を受けることなく、法人の成立の日に役員となった者の在職期間については、その者の沖縄県職員としての在職期間（沖縄県退職手当条例の規定により算定される在職期間をいう。）を法人の職員としての在職期間とみなして第6条の規定を適用するものとする。

3 当分の間、退職した役員に対する役員退職手当基本額は、第2条、第3条及び第5条の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じた額とする。